

1993年ハーグ条約の基本的原則:

- 子どもの最善の利益
- 「補完性の原則」(国内養子優先)
- 責任の分担と協調
- 当局と機関
- セーフガード条項と手続き

スライド4

基本理念: 子どもの最善の利益

家族に子ども与えるのではなく、子どもに家族を与える...

- 養子縁組は、子どもの最善の利益にもとづいて行なうこと、そして、子どもの基本的権利を尊重することを保証する



スライド15

常に恒久的な、家族の代替的監護を検討する...

補完性

可能な限り、子どもは実の家族又は親戚に育てられるようにする

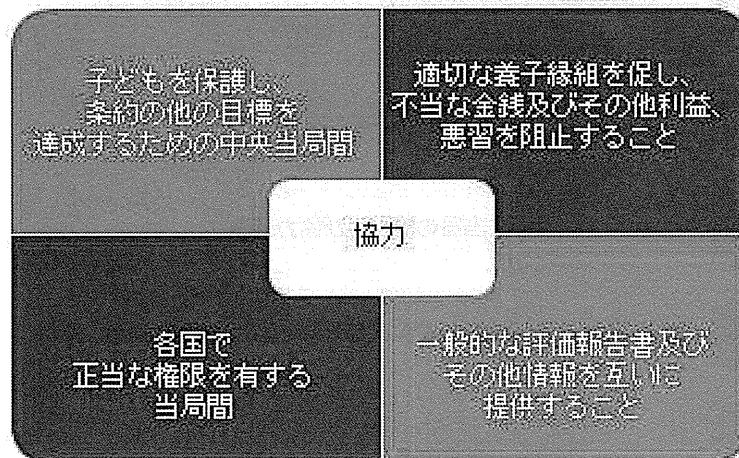
- 出身国における適切で恒久的な家族の監護が第一に正当に検討されなければならない。その後のみ代替的な監護を考慮する。
- 個々の子どもの最大の利益を考えて、国際養子縁組を決定することができる

以下を念頭に置くものとする：

- 恒久的な海外の家庭は、多くの場合、出身国における一時的な家庭あるいは施設よりも好ましい

スライド5

- 出身国(第4条及び第16条)と受入国(第5条、第14条、第15条)の間で責任の分担を確立し、国家間及び国内の協力を保証する



スライド7

- ・ 条約の機能を実行するために、正しい当局又は機関が権限を得ていることを保証する

起源ある当局

・ 例えば、養子となる可能性を決定、マッチングを決定、養子採組の最終決定ができる

中央当局

・ 例えば、養子採組の申請を受理、養子採組機関を認可及び監督できる

**認可機関
(認可された養子採組施設団体)**

・ 例えば、子どもに関する報告書を作成、養親希望者の資格性及び適合性を評価できる

スライド 38

締約国間の国際養子採組における条約の強制適用...

- ・ 子どもの誘拐、売買、取引を防ぐため、養子採組に関して以下を含むセーフガード条項と手続きを確立する



実の家族と子どもを搾取及び不当な圧力から保護する
(第II章の強制要件)



安全、迅速、且つ合意された養子採組を確保する
(第IV章の強制要件)



中央当局の管理及び協力義務



斡旋団体を含む仲介業者の活動の規制 (認定体制)



国際養子採組に関連する活動による
不当な金銭及びその他の利益を阻止する

スライド 39

5. 条約が適用される養子縁組とは？

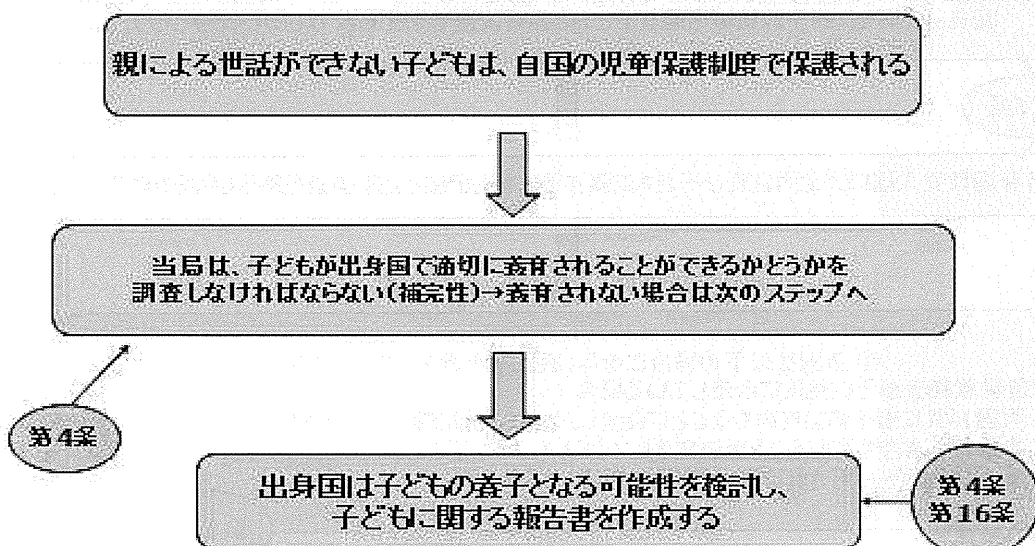
1993年ハーグ条約第2条：

- ❖ 重要な要素は、子どもと養子縁組を希望している養親希望者(PAPs)が異なる「常居所」である
- ❖ 「常居所」は事実概念である
- ❖ 子どもと養親希望者の国籍は、条約の適用範囲の決定に無関係である
- ❖ 条約は、恒久的な親子関係を構築する養子縁組にのみ適用される
即ち、いわゆる「単純」及び「完全」養子縁組の両方に適用される
- ❖ 条約は、**親族養子縁組**(親戚及び継親による養子縁組)にも適用される

スライド20

6. 国際養子縁組(ICA)のプロセス

子どもの出身国(SO)：



スライド21

子どもの受入国:

養親希望者は、常居所のある国へ申請し、
常居所のある国は養親希望者のその適格性及び適合性を決定する

第14条
第5条(a)



子どもの受入国は養親希望者に関する報告書を作成し、
出身国にその報告書を送る

第15条

スライド22

子どもの出身国(SO):

出身国は委託の決定が子どもの最善の利益にかなうと判断するならば、受入国から送付された
報告書をもとに養子縁組の可能な子どもと養親候補者を組み合わせる(マッチング)

第16条



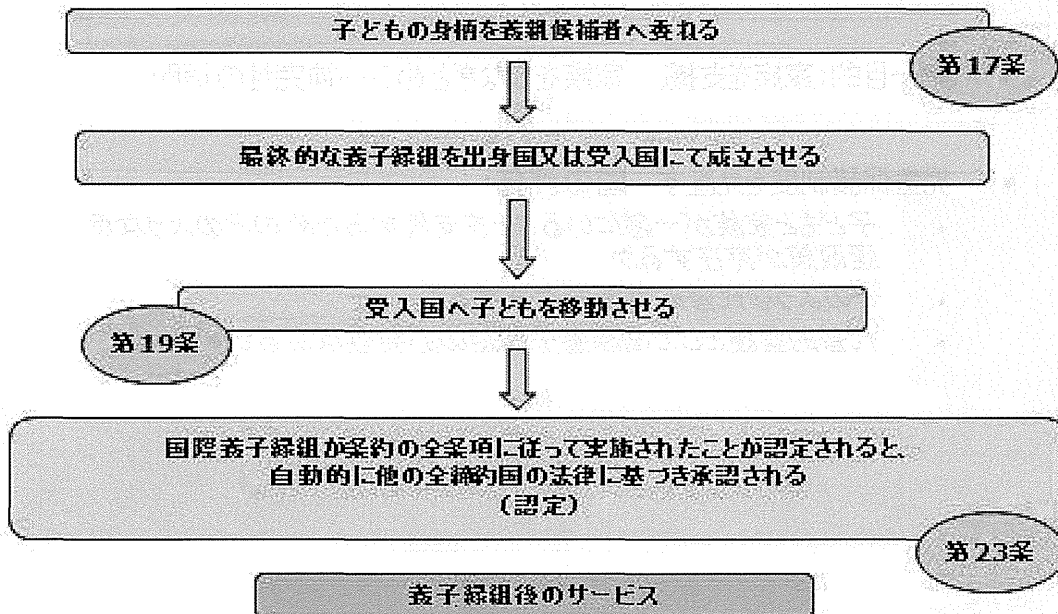
出身国は受入国に決定内容及び子どもに関する情報を記載した報告書を送る(委託の決定)



出身国は以下の場合にのみ、委託を承認することができる:
- 養親候補者がその委託に合意している場合
- 両国が共に養子縁組を進めることに合意し、しかも養親候補者が養子をする
適格性と適合性のあることが決定されており、しかも、子どもが受入国へ入国し、
恒久的居住を許可される場合(委託の条件)

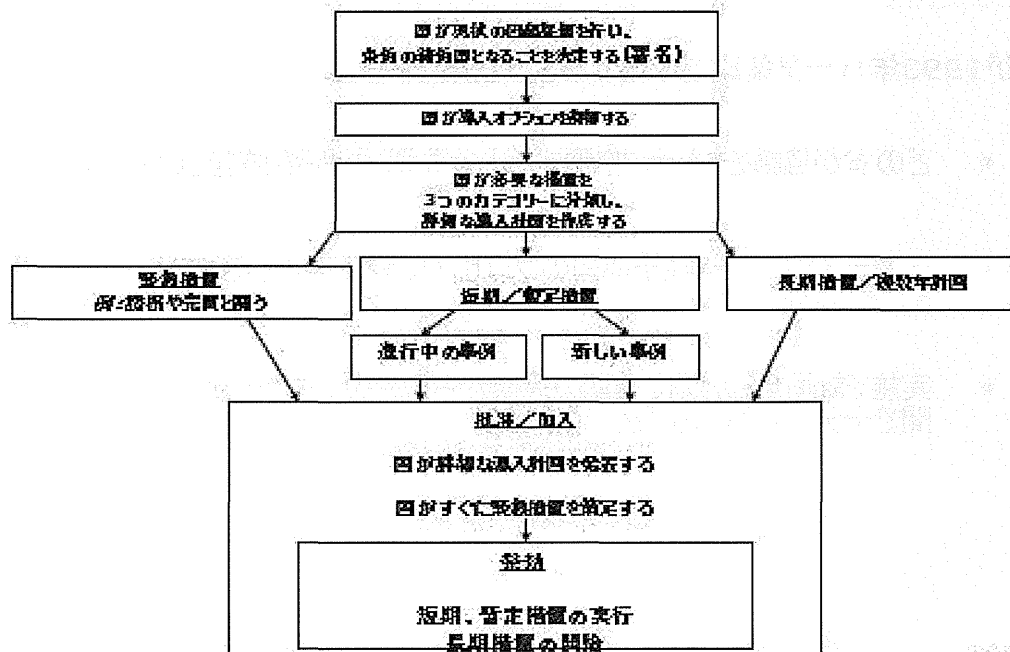
第17条

スライド23



スライド24

7. 署名／批准への一般的な道筋



スライド25

- 第一目的: 家族を支援し、家族をつなぎとめる—補完性の原則
- 児童保護制度を見直す—国の評価:
 - 子どもと家族が一緒にいることを支援するためのどのような保護政策が存在するか
 - どのような代替的養護が存在するか
 - 代替的養護として国際養子縁組の必要性はあるか

スライド25

国が1993年ハーグ条約を締結することを検討する場合:

- どの省が協議をまとめ、管理する上で先導的な役割を担うのか
- ステークホルダー(養子縁組のプロセスに関わる全ての省、当局、機関)との協議
- 実施を計画するために初期の段階から全てのステークホルダーとの間で十分な意思疎通及び協力を確保する

スライド27



現行法と1993年ハーグ条約の規定する手順の比較

- 1993年ハーグ条約に準拠するための法改正及び制度改革
- 助言を求め、経験を共有する：
 - 常設事務局による法律上の助言 一 例、法案を見直す
 - 1993年ハーグ条約に既に締結している他の子どもの出身国と経験を共有する

スライド28



誰が行うのか？（実施機関）

- どの主体（実務機関）が条約の機能を実行するのか
- これらの機能を実行するのに、どんな手段が国から提供されるのか
- 中央当局：どこに位置するべきか
- 権限ある諸機関（例えば、公的機関、裁判所）
 - どの機関がどんな機能を実行するのか

スライド29

組織図のサンプルページ		
条項	行働内容	責任主体
4 a)	子どもが養子となれることを確定する	= CAN = CAR = PA = CT
4 b)	出身国内で子どもの委託の可能性が検討されたことを決定する	= CAN = CAR = PA = CT
4 b)	国際養子縁組が子どもの最善の利益においてなされることを決定する	= CAN = CAR = PA = CT
4 c) ; 16 (1) c)	全ての関係者が助言を受けたこと、合意が得られていること、合意は自由意思で与えられていること、しかも子どもの出生後にのみ行なわれることを保証する	= CAN = CAR = PA = CT
4 d)	適切な場合は、子どもがカウンセリング及び助言を受けていることを保証する	= CAN = CAR = PA = CT
8	不当な金銭利益を阻止するために、あらゆる適切な措置を取る	= CAN = CAR = PA = CT
9 a) ; 30	養子縁組の記録及び情報を保存する。適切な場合、子どもが情報を入手できるように保証する	= CAN = CAR = PA = CT = ASN = ASF
9 b)	養子縁組を実現する観点から、手続を容易にし、フォローし、推進する	= CAN = CAR = PA = CT = ASN = ASF
9 c)	養子縁組のカウンセリング及び養子縁組後のサービスの発展を推進する	= CAN = CAR = PA = CT = ASN = ASF



署名及び批准

署名及び批准

- ・ **署名**—意思表示はあるが、拘束力はない
- ・ **批准**—国の適切な手続きによる署名の承認。国際的な法的拘束力がある

1. 常設事務局の助言を求めるために連絡をとることができる
2. 預託機関に連絡をとる（オランダ外務省法務局条約課）
 - ・ 署名は、（全権が委ねられた大使又は国の代表により）ハーグで直接行われなければならない
 - ・ 批准—大統領／国家元首／外務省等によって署名された批准文書を送る
 - ・ 締結—大統領／国家元首／外務大臣等によって署名された締結文書を送る（郵送または直接）

スライド32

批准文書：

- A. 中央当局を指定する必要がある—担当者も必要（第6条）
- B. 1993年ハーグ条約第23条に基づく養子縁組の一致の証明書を発行する権限ある機関を指定する必要がある
 - AとBの指定がなされないと、加入又は批准の手続は行われない

スライド33

留保を付すことは、条約では認めない(第40条)。しかし、特定の宣言は行なうことができる。例えば、

- 第22条(4)に基づく宣言では
 - その国内の子どもの養子縁組は、受入国の中央当局の機能が中央当局自身または他の権限ある公的機関又は養子縁組認可機関による実践がなされた場合のみ行なえるという宣言である。
 - 即ち、その国における養子縁組のために、子どもの受入国(第22条(2)参照)における非認可機関及び個人がその機能を行使できないということである。
- 他の宣言が可能となることもある。(第25条、第45条参照)

スライド35

取り組むべき政策問題

- 1993年ハーグ条約の移行期間／導入期間中の養子縁組は保留するのか
- 保留されているケース(進行中のケース):どのように管理するのか(『グッド・プラクティス(優良実践)に関する指針 第1号』("Guide to Good Practice (GGP) No.1")の8.3.4参照)

スライド35

1993年ハーグ条約の締約国となることは
養子縁組を行う義務を課すものではない

自身が選択する養子縁組の関与に関する自国の立場を
他の締約国に対し明確なメッセージを伝えることが重要である

スライド37

8. 条約の締約国とならないリスクと 条約のメリット

例えば：

- a. 児童保護制度に関して
- b. 子どもが真に養子となる可能性があるのか確認することに関して
- c. 養子縁組手続きに介入する者について
- d. 国際養子縁組の金銭的規制について
- e. その他

スライド38

- 【締約国とならないリスク】
- 実の家族を支援する政策が不明確
 - 誘拐の防止
 - 未婚の母親への偏見
- 補完性の原則を導入しない
- 当局の監視をほとんど或いは全く受けることのない民間による多くの児童保護問題
- 子どもたちはあまりにも簡単に且つ早くに施設に入所されている。
言い換えれば、施設入所は「最後の手段」ではない

スライド33

- 【条約締結のメリット】
- 私的領域から公的領域へのシフト
- 児童保護制度のなかで理解された養子縁組：
 - 実の家族への支援があること
 - 可能なら、生まれた家族へ戻れること
 - その他の家族ベースの解決策を選択できること
 - 子どもの地域社会または国における解決策があること
 - 子どもの最善の利益となるときに国際養子縁組が行なわれること
- 親のケアのない子どものためには施設入所は「最後の手段」とすべきである
- 脱施設化だけでなく、施設化も予防すること

スライド40

> 【締約国とならないリスク】

- > 必ずしも養子縁組の必要性がないのに、養子縁組を希望する養親となる者の期待を満たすという理由で、最後には養子となってしまう子どもたち
- > このことは国際養子縁組になお多くあり、特に国内で家庭へ委託できたと考えられる健康な乳児にとくに多い。
- > 他方、国際養子縁組の恩恵を受けられるはずの子どもたちが、特別なニーズがあるという理由で養子になっていない

スライド41

> 【条約の利点】

- > 子どもが「養子になる可能性がある」と宣言する前に、
 - 子どもの法的及び心理社会的な養子になる可能性を確認する。これには、医学的、心理的、社会的面を含む
 - 子どもの出生とその背景を検証する
 - 補完性の原則を適用する
- > 実父母が養子縁組に同意するとき、その同意が自由意思で行なわれ、法的形式において書面で、情報提供を受けた後、誘導されずに、しかも、出生後のみ同意(第4条c))したことを確認する
- > 子どもに関する報告書: その養子になる可能性に関する全情報を含む
- > これらの手続きは、養子縁組が成立する前に、再度、両国によって見直されなければならない(第17条c))

スライド42



真に養子となる可能性のある子ども 特別なニーズをもつ子どもが縁組の対象とならないリスク

【条約を締結しないリスク】

- 特別なニーズとは、年長児、兄弟姉妹、健康問題
- 一部の特別なニーズのある子どもは国際養子縁組の恩恵を受ける可能性はあっても、多くは特別なニーズがあるために養子とされない
- 将来養親希望者(PAPs)の研修がないなど準備されていない
- 養子縁組認可機関(AAB)は特別なニーズのある子どもの養子縁組のために専門化されていない
- ある倫理性のない者たちが子どもたちに特別なニーズのある子どもというレッテルを貼って、国際養子縁組の対象としている。

スライド43



真に養子となる可能性のある子ども 特別なニーズのある子ども： 条約から発展したグッド・プラクティス

- 【条約を締結するメリット】
- 子どもの選択及び準備に優れたケアをする
- 将来の養親の選択及び準備に優れたケアをする
- 将来の養親が特別なスキルと資質を必要とすることを保証する
- 特別なニーズをもつ子どもは特別な親が必要である
- 養子縁組認可機関はこれらの子どもと養親と共に働くための特別なスキルが必要である
- 出身国は受入国とエージェンシーと共に働き、将来の養親への追加的な準備研修と養子縁組後の適切な支援を提供しなければならない

スライド44

- 【締約国とならないリスク】
- 役割、責任、義務が明確に規定した法的枠組みが不足又は不十分
- 特に、以下が原因となる法的枠組みの不完全な導入：
 - 適切な人的及び物的資源が不十分又は欠如
 - 不適切なコーディネーション
 - 計画が不十分又は欠如
 - 適切な関係者たちのトレーニングの欠如
- 管理の欠如又は不適切

スライド45

- 【条約締結の利点】
- 適切な法的枠組み
- 明確な役割分担(誰が何をいつ行うか)
- 十分な権限及びリソース(資源)
- 全ての関係機関・関係者の調整
- 子どもの出身国での運営: 評判の良い養子縁組機関のみを活用する
 - 海外の養子縁組機関が出身国で運営するためには両国の正当な権限のある当局に認可を申請しなければならない(第12条)
 - 出身国はその認可に関して自国の条件を課すことができる
 - 養子縁組機関が出身国の定める条件に従わなければ、認可の取下げが可能
 - 養子縁組機関はその活動を両国の当局へ定期的に報告しなければならない
 - 受入国と出身国は養子縁組可機関の事業を管理しなければならない

スライド46

- 【締約国とならない問題】
- 一般的な富の不均衡
- 子どもを見つけるための圧力及び競争
- 不当利益行為を撲滅する政治的な意思の欠如
- 国際養子縁組に関連づけられた資金に対する依存関係の構築
- 養子縁組に関する市場

スライド147

- 【条約締結の利点】
- 国際養子縁組による「不当な金銭及びその他利益」は禁止されている(1993年ハーグ条約第32条)
- 第32条は国連の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」(UNCRC)の第21条(d)を実践している
- 「不当な」=違法な、過剰な又は法外な物質的恩恵
- しかし:個人又は団体は、養子縁組サービスの提供にかかる費用を賄うため、「合理的な手数料」を請求することができる

スライド148

- 【条約締結の利点】
- 養子縁組の金銭面に対する効果的な規制は以下をもって達成できる：
 - 透明性
 - 合理性
 - 全主体のアカウントビリティ(説明責任)及び不当な金銭利益を得る主体に対する処罰
- 合理的な手数料を設定し、不当な金銭利益を防ぐために、SOとRSが協力関係を結ぶ。実際の養子縁組の費用について情報交換したり、情報を公表したりすることを含む

スライド49

- ❖【条約締結の利点】グッド・プラクティス(優良実践)の例
- 養子縁組認可団体は非営利組織でなければならない(第11条)
- 養子縁組認可団体に対し、自ら設定する手数料又は費用に関する詳細な情報の提供を要請
- 悪い評判などの影響を回避するために、全ての寄付金、寄贈、人道的援助を国際養子縁組から切り離す

スライド50

➤ 【その他のグッド・プラクティス(優良実践)】

- 子どもと実の家族に関する情報を保存する(第9条、第16条、第30条)
- 養子縁組前の以下の手続き及び準備によって、養子縁組後の問題を回避する
 - 子どもを養育できる最良の養親家族を選ぶ
 - 養子縁組への子ども及び養親家族を準備する
 - 受入国において倫理性が高く、プロフェッショナルなパートナーを選ぶ
 - 養親へ適切な準備とカウンセリングおよび養子縁組後のサポートを提供できる受入国及び養子縁組認可機関とのみ協働する

スライド51

➤ 【その他のグッド・プラクティス(優良実践)】

- 出身国による子どもの照会を受ける前に、将来の養親と実親家族間の接触を阻む(第29条)
- 私的な養子縁組(実親と養親間で直接行う養子縁組)および独立養子縁組(出身国で中央当局または養子縁組認可機関に支援されない養子縁組)を禁止する
- 養子縁組を必要とする子どもをインターネット上で宣伝することを禁止する

スライド52

- 子どもの出身国において家族的託置のできなかつた子どもたちに安全な手続きを提供した
- 子どもたちの誘拐、売買、取引と闘い、予防するための努力を広げることにつながった
- 国際養子縁組の効果的な規制を確かなものにし、腐敗や違法行為を食い止める政策を誘導し、共同の努力の結集を促進した
- 国内養子縁組と国内の一般的子どもの保護の実施プログラムに刺激を与えた

スライド33

- 子どもの出身国に以下の理由で権限を与えた：
 - 子どもの受入国と認可機関からの子どもを「供給する」という不適切な圧力に抵抗するために
 - 最も専門化された当局及び機関のみと連携するために
- 地域での養子縁組制度の構築を促した（中央当局、認定機関等）
- 子どもの出身国と受入国の共同責任を強化した
- （国際）養子縁組に関して（優良）実践に対する認識を高めた

スライド34